

令和7年度 補正予算説明資料

兼議案概要説明

(第1回定例会)



大台町

《目次》

1 棟正予算の要旨	・・・・・	3
2 棟正予算の規模	・・・・・	3
3 会計別の主な内容	・・・・・	4
4 事業説明資料		
(1) 健康ほけん課	・・・・・	5

《留意事項》

ページ番号は、議会 I C T 推進のための「会議システム」の都合、3 ページから始まります。

1 補正予算の要旨

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 15 条第 1 項に基づく認定があつたことから、所要の措置を講じるものです。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

会計名称		予算現計 A	補正額 B	補正後累計 C	増減率 B/A
一般会計		8,115,000	1,235	8,116,235	0.0
特別会計	国民健康保険事業特別会計	1,136,789	—	1,136,789	—
	介護保険事業特別会計	1,663,130	—	1,663,130	—
	後期高齢者医療事業特別会計	361,527	—	361,527	—
	小計	3,161,446	—	3,161,446	—
企業会計	水道事業会計	818,506	—	818,506	—
	生活排水処理事業会計	548,444	—	548,444	—
	小計	1,366,950	—	1,366,950	—
合計		12,643,396	1,235	12,644,631	0.0

※企業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 会計別の主な内容

一般会計

■歳入

(1) 国庫支出金

1, 235千円

新型コロナワクチン接種健康被害救済給付金の財源として、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 1,235 千円を増額補正します。

(2) 繰入金

△532千円

財源調整として財政調整基金繰入金 532 千円を減額補正します。

なお、補正後の財政調整基金繰入金は 669,151 千円となり、財政調整基金積立金 3,903 千円との差引結果は、実質 665,248 千円の繰入となります。

(3) 諸収入

532千円

令和 6 年度予算で給付する新型コロナワクチン接種健康被害救済給付金分として、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金（過年度分）532 千円を増額補正します。

■歳出

(1) 衛生費【項：保健衛生費】

1, 235千円

予防接種諸経費において、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 15 条第 1 項に基づく認定があつたことから新型コロナワクチン接種健康被害救済給付金 1,235 千円を増額補正します。

款	4款 衛生費	事業名称	予防接種諸経費		
項	1項 保健衛生費	担当課	健康ほけん課	区分	継続
目	2目 予防費	総合計画	いきいき健康・福祉のまちづくり 3-4 健康		
事業説明	風しん予防接種に対する助成金、予防接種健康被害調査委員のための費用弁償をはじめ、感染症予防のために必要な研修および事務費などの経費を措置しています。			>風しん予防接種助成者数 R4 2人 R5 0人 R6 0人	
主な補正予算(概要)	<p>>予算概要 新型コロナワクチン接種健康被害救済給付金 1,235千円 • 令和7年度給付予定分（令和5年12月～令和8年3月）を見込みで計上 • 令和6年度給付予定分（令和4年9月～令和5年11月）は、予備費の活用により給付（給付額532,170円）</p> <p>>事案概要（1名） ①請求年月日 令和6年1月12日 ②審査委員会 令和6年6月6日 ※町の審査委員会 ③認定通知日 令和7年2月19日</p>			特記事項 ※R6は、R6.12月末現在	
補正理由	国の予防接種健康被害救済制度に基づき、新型コロナウイルス予防接種による健康被害が認定された方に対し、医療費及び医療手当を給付する必要が生じたため補正をします。				

(単位：千円)

予算現額 A	補正額 B	補正後 予算額 C = A + B	増減率(%) B / A
309	1,235	1,544	399.7

B の財源内訳				
国庫支出金	県支出金	町債	その他	一般財源
1,235	0	0	0	0

主な特定財源（上位5番まで）		
財源区分	科目名称	金額
国庫支出金	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	1,235